

大刀洗町告示第48号

平成28年第7回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年11月29日

大刀洗町長 安丸 国勝

- 1 期 日 平成28年12月12日
 - 2 場 所 大刀洗町議会議場
-

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎	黒木 徳勝
森田 勝典	林 威範
平田 利治	松熊武比古
長野 正明	平田 康雄
高橋 直也	平山 賢治
花等 順子	山内 剛

○応招しなかった議員

平成28年 第7回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

平成28年12月12日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

平成28年12月12日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

②第60回町村議会議長全国大会の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 報告第5号 専決処分事項の報告について

日程第5 報告第6号 専決処分事項の報告について

日程第6 議案第44号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第45号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第46号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第47号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第48号 大刀洗町と小郡市との下水道に係る排水協定について

日程第11 議案第49号 平成28年度大刀洗町一般会計補正予算 (第3号) について

日程第12 議案第50号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について

日程第13 議案第51号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号) について

日程第14 議案第52号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

②第60回町村議会議長全国大会の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告(あいさつ)

日程第4 報告第5号 専決処分事項の報告について

日程第5 報告第6号 専決処分事項の報告について

日程第6 議案第44号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第45号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第46号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第47号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第48号 大刀洗町と小郡市との下水道に係る排水協定について

日程第11 議案第49号 平成28年度大刀洗町一般会計補正予算(第3号)について

日程第12 議案第50号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第13 議案第51号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第14 議案第52号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10番	平山 賢治
11番	花等 順子	12番	山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	岡田 暁人
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	大浦 克司
税務課長	……………	高良 朝子	健康福祉課長	……………	川原 久明
地域振興課長	……………	重松 俊一	産業課長	……………	森 利一郎
建設課長	……………	野口 学	子ども課長	……………	平田 栄一
会計課長	……………	田中 豊和	生涯学習課長	……………	森田 正道
住民課長	……………	佐田 裕子	財政係長	……………	早川 正一
総務係長	……………	高岡 威			

開会 開議午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。

現在の出席議員は全員12人です。ただいまから平成28年第7回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、3番、森田勝典議員、4番、林威範議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（森田 勝典） 皆様、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

12月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成28年12月1日午前9時30分から協議会室において開催し、議案及び会期日程等について協議いたしました。出席委員は5名、山内議長及び執行部側から大浦総務課長の出席を得て、協議いたしました。

配付しております会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思っております。

議会運営委員会で協議した結果、本定例会の会期は平成28年12月12日月曜日から12月22日木曜日までの11日間と決定いたしました。

会期11日間の内容は、次のとおりでございます。

まず、本日は議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただきますが、議案44号については、本日、採決をお願いいたします。

13日月曜日から16日金曜日までは、休会といたします。

17日土曜日は、本議会を再開し、一般質問とさせていただきます。

18日日曜日は、休会といたします。

1 9日月曜日は、全員協議会を開催いたします。

2 0日火曜日及び2 1日水曜日は、休会といたします。

2 2日木曜日は、本議会を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営が滞りなく行われますようお願いいたしまして、報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から1 2月2 2日までの1 1日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から1 2月2 2日までの1 1日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、平成2 8年8月末日、9月末日、1 0月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、第6 0回町村議会議長全国大会の報告をいたします。

第6 0回町村議会議長全国大会が、平成2 8年1 1月9日、NHKホールで行われました。メインテーマは、昨年に続き、「地方創生の実現を目指して」でした。来賓といたしまして、安倍総理大臣のほか多くの国会議員が参列をされました。

まず、宣言といたしまして、我が国の景気はこれまで緩やかな回復基調が続いているものの、少子高齢化や過疎化、本格的な人口減少社会が到来し、多くの町村においては厳しい経済・雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。加えて、東日本大震災や熊本地震の本格的な復旧・復興に向けての課題が山積している。今こそ、地方創生の実現を目指し、一致結束して果敢に行動することを誓ったわけです。

要望事項といたしまして、①東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立、②として、地方創生のさらなる推進、その他2 3件、九州地区では新幹線、縦貫道関係の交通網の整備促進でした。

決議といたしまして、町村財政の強化を期する、議会の機能強化を期する、ほか1 5件、特別決議として、5件を全て承認をいたしたところでございます。

町村議会の充実強化に関する重点要望として、地方議会議員の位置づけの明確化、選挙の活性化、要するに公営選挙の拡大、厚生年金制度への加入促進の重点要望をいたしたところでござい

ます。

最後に、私の感じたことを申し上げます。

現在、国においては、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが行われているが、地方の活性化なくして日本の未来はない意気込みで、地方議会も自治体とともに進めることが大事であることを痛感したわけでございます。

以上でございます。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、建設経済委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。黒木委員長。

○建設経済委員長（黒木 徳勝） それでは、建設経済委員長の黒木徳勝です。視察研修の報告をしたいと思えます。

期日は、平成28年11月10日、午前中に行いました。

まず、研修地につきましては、佐賀県のみやき町でございます。みやき町は、人口が2万5,713人、世帯数が9,311戸、面積が51.89平方キロメートルでございます。これは平成26年でございます。合併は、平成17年3月に、中原町、北茂安町、三根町と、3つの町が合併したという町でございます。

まず、研修の出席者については、建設経済委員会5名、議長は全国大会がありましたので欠席でございました。それに、総務文教厚生委員の松熊武比古氏、また平田康雄氏、2名も同席をして、出席をしております。

目的は、町としてPFI事業として、子育てに適した住宅、地域を整備し、定住人口の増加を図る目的で、大刀洗町としてはスカイラク菊池が今年の3月に完成し、全戸数27戸、100%の入居率でスタートしております。今後、町としても、他の校区に建設する計画が進められているところでございます。そういうことでありますので、先進地であります佐賀県のみやき町に視察研修を計画したところです。

まず、町長から、PFI住宅建設の経緯、またPFI住宅を中心としたまちづくりの説明がありました。

まず、第一弾として、苺館1棟の24戸、これにつきましてはアスタラビスタ駐車場敷地内に建設と、これは平成25年度です。第二弾として、平成26年度にトマト館24戸、この横にはファミリーマートを誘致をしております。第三弾といたしまして、オリーブ館、これは平成27年度、3棟の59戸というようなことで、合計5棟で107戸の建設をしております。そういう中で、入退居はありますけれども、100%で入居しているというふうな説明でありました。

今後は、町といたしまして、集合型、分譲、1戸賃貸等の住宅と、高齢化が伸びない、定住も促進できる組み合わせのモデル的に、集合住宅の建設をするというようなことで、分譲80区画

を計画しておるようでございます。その中に、5戸から6戸の区画につきましては、町がモデル拠点として4カ所等をつくりたいということです。

その後に、まちづくり課長さんより、この3年間に建設した各住宅について、入札方法、2番目に事業の選定、3番目に公募の広報、4番目に建設費の内訳、5番目に地図等の説明がありました。

その中で、メリットといたしましては、PFIといえば民間経営のノウハウや民間資金の活用が挙げられるが、実際に事業を進めて思うのは、設計、施工、維持管理が一体にできる。入居募集も民間業者ですので、きめ細やかな対応が上手であります。民間提案による水道故障等の窓口が24時間対応で町も助かり、入居者のサービス向上にもつながっているとのこと。

デメリットにつきましては、横文字が多いので、慣れる間、勉強が必要であると。また、民間と競合しないことが配慮しなければならないと。3番目に、83%の入居率が下がると、町が補填しなければならないというようなリスクがありますというようなことです。

今後といたしましては、空き地や空き家に1戸賃貸住宅の整備計画中であるようです。そして、これにつきましては、最低60坪から70坪の面積でしたいというようなことです。

その他の件で説明がありましたのは、高校まで医療費は無料であると、また給食費は2子については半額と、3子は無料という施策で、若いお母さんたちがネットで検索して、転入がふえているとのこと。

最後に、町としてはPFI事業を進めて、5年以内に200戸をつくるということです。

以上で研修を終えて、現地を視察し、帰町したところでございます。

この件につきましては、今後、反省会を開いて、今後、大刀洗町も建設しますので、それも含めて勉強したいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査、10月28日に議会だより152号を発行、作業日数は7日間でありました。

11月15日、宮崎県えびの市議会広報常任委員会の視察受け入れ、当委員会の現状を説明するとともに、双方の経験を交流いたしました。

視察研修報告は2件でございます。参加は、いずれも広報委員5名及び事務局1名でございます。

まず1件目、10月26日から28日まで、東京及び埼玉県での研修、1日目、全国町村議長

会広報研修会、東京の砂防会館にて、全国から約900名の参加があり、3名の講師よりテーマ別に詳細な講義を受けました。

第1に、わかりやすく伝わる広報紙の表記として、読みやすい文章構成に努めること、短く簡潔に重複を用いず記述すること。

第2に、住民とのコミュニケーションの手段として、住民意見や政治に対する意見を反映させること、広報紙は議会に関心を持ってもらうための手段であること。

第3に、優秀賞受賞の議会の事例に学び、資質の向上を図ること。広報コンクール最優秀賞の山形県川西町議会では、議会として提言と追跡のサイクルが確立しています。また、議会も議員全員で広報に関する懇談会や編集支援、情報提供など、課題を共有しているとのことでありました。

2日目、埼玉県大里郡寄居町にて視察研修。寄居町は埼玉県北西部に位置し、人口は3万4,000人、委員会は本年9月から議会広報広聴特別委員会に改組し、特に広聴活動に力を入れ、特集を組んでおります。議会広報紙「お元気ですか寄居議会です」は、平成25年度に全国コンクール奨励賞、26年度は総合7位に入賞するなど、洗練されたレイアウトや住民参加企画に定評があります。住民50名へのインタビューや18歳の新有権者へのアンケートなど、積極的に住民の声を紙面に掲載しており、読者の関心は高いものと思われま

す。編集に当たっては、契約業者の担当者が編集会議に参加し、レイアウト等についてのアドバイスを行い、修正箇所はその場でスクリーンに投影してイメージを確認するとのことでありました。これにより、発行の予算額は約400万円とやや高目ではあるが、議員が慣れないレイアウトに苦勞するよりも有用との見解でありました。

また、予算決算委員会では全議員が1問ずつ質問事項を執筆し、欄外には行政用語の注釈を記すスペースも設けられております。

調査事項のほか、寄居町議会が検討中である議会基本条例、議会報告会の運用方法などについても、活発な意見交換を行いました。編集体制の改善など、早速、次回の発行より反映させていきたいと考えております。

3日目、国立国会図書館にて研修。同館は、蔵書数4,107万冊、国立国会図書館法により国内全ての出版物を納本することが義務づけられており、平成26年度は図書約21万冊、新聞・雑誌など約58万点を受け入れたとのこと

です。職員の案内を受け、総合窓口やレファレンスカウンター、地下の書庫などを見学いたしました。業界紙やアルバイト情報誌、漫画、週刊誌なども創刊号より全号が保存されており、当時の文化や世相、紙質など、あらゆる研究に活用されているとのことでありました。

2件目、11月22日、福岡県町村議会議長会主催の議会広報研修会、自治会館にて。「動く

議会、変わる広報」と題して、エディターの吉村潔氏が講演、この一、二年で全国の議会広報が急激に充実していること、住民意見の反映など広聴活動が発展しており、紙面に反映させていることなどが示されました。以前は議会からの一方的なお知らせの内容でありましたが、今後は住民との連携、政策提言の反映や検証など、広聴活動の必要性が強調されました。

午後は、県内15町村の議会だよりに対して紙面構成の指導があり、大刀洗議会だよりについては、表紙レイアウトの改善や記事に関連する写真の活用、数字の表示方法など指導を受けました。

いずれの研修におきましても、当委員会の課題として再認識できた項目や、改善のヒントとなる事例の発見があり、紙面構成、広聴活動、編集体制など、今後も多角度からの改善、充実を図りたいと考えています。

他議会のすぐれた紙面も参考にしながら、今後も住民の皆さんとのかけ橋となれるよう広報づくりを目指します。

以上です。

○議長（山内 剛） 次に、議会運営委員会、森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（森田 勝典） 議会運営委員長の森田でございます。

平成28年11月17日木曜日に、福岡県糟屋郡新宮町の町議会を訪れまして、いろいろ勉強してきただけでございますので、この結果につきまして簡単に御報告申し上げます。

出席者は、議会運営委員5名及び山内議長、それから棚町議会事務局長、応対者のほうは新宮町の北崎議長さんほか5名で応対していただきました。

研修事項といたしましては、議会基本条例の制定と議会活性化ということでお話をいろいろしてまいりましたが、まず新宮町のほうは、議会条例の制定については、調査期間を平成25年12月から翌年の12月の1年間かけて行ったということでございます。この期間内に、先進地を視察したり、九州大学の准教授を招き研修会を行われております。これも何やかんやで53回ほど検討したということでございます。この中には、基本条例や反問権、自由討議等について勉強したということをお伺いしております。

それと、パブリックコメントの実施、これは平成26年9月29日から10月28日の間に行われましたが、これには13件の意見が提出されたということでございます。

そして、最後に、制定及び施行日ということでございますが、これは相当意見が飛び交ったようでございますが、平成26年12月12日制定し、翌年1月1日の施行ということで、新宮町では基本条例は27年1月1日から施行しております。

では、本町ではどういうことであったかということ、本町のほうは平成22年8月6日、全員協議会で第1回目の協議を始めたということでございます。平成25年2月12日、中尾修氏を招

聘し、議会改革特別委員会研修会を実施いたしております。4月26日、素案を作成、12月9日、パブリックコメントをホームページにアップしました。12月議会で基本条例を可決し、施行日は翌年4月1日からということで、現在、これを守ってきております。

それから、次の議会活性化につきましては、議会活性化で通年議会という話が出ておりましたが——これは新宮町の話です——通年議会は必要性にまだ疑問があり、実施を見送ったということです。

それから、議会基本条例は前述のとおりでございます。

それと、議員の費用弁償については、現状維持で行ってきておると。ただし、これは後で聞いた話なんです、議会報告会時だけは取っていませんということです。

次に、議会事務局の機能強化ということですね。これは、議長宛てに依頼文書を提出し、平成26年6月から臨時職員1名の配置ができたということでございます。

そして次に、議会報告会でございますが、議会報告会は1カ所、これは中学校とおっしゃっておったようです。中学校で1カ所で、昼と夜の2部に分けて行ったということ聞いております。

次に、議会報告会の方法、準備とかはどうかということですが、平成25年度報告会は1カ所で2回と今言ったように、非常に私たちの大刀洗とは随分かけ離れているかなと思っておりました。

そして最後に、私も非常に興味があったんですが、議会議事録支援システム、これはどうなったかということでございますが、これは平成25年の12月に実際導入されてやっておられます。

それに対して本町ではどう考えているかということで、議会活性化のほうは、通年議会はまだ議題とはなっておりません。

それから、議会基本条例について、制定、施行までの経過はほとんど新宮町と変わらないように思いました。

次に、費用弁償については、町内では既に廃止しております。

事務局の機能強化は、今後、議会と事務局で十分検討を要していかなければならない問題だと思っております。

議会報告会は、当町では毎年4会場で実施しておりますので、当町が新宮さんよりも数段進んでいるかなというふうに思っております。

そして、議会議事録支援システム、これは非常に金もかかるようでございます。契約金額が1,026万ぐらいかかっております。これはもちろん保守費用を含んでおりますけど、そういうふうな高額な金がかかっておりますし、これを割っていくと、年間170万かかっておるようでございます。そうやこうやを考えますと、議事録支援システムは業務量減と設置予算等を十分今から検討して、考えていく必要があると思います。

以上が報告でございますが、今後とも議会活性化に一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これで、議長報告を終わります。

町長より、挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日ここに、平成28年第7回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には師走に入り公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も残すところあとわずかとなりました。この1年間を振り返りますと、自然災害が多く発生した年でありました。4月の熊本地方で発生した地震は、九州全域が揺れる大地震となり、当町からもいち早く食料や水のほか町職員8人を派遣して、避難所運営などの支援を行ったところです。

その後も、鳥取地方や福島地方で地震が続いて発生していますが、被災され、いまだに不自由な生活を送られている方々には、一日も早く平穏な日常を取り戻せることを願っております。

また、8月には台風が東北地方や北海道などに甚大な被害をもたらし、当町でもことは2回、自主避難所を設置しました。結果的に大事に至らず、胸をなでおろしたところですが、日ごろからの災害に対する備えの重要性を強く感じた年でありました。

今年は、住民協議会で防災をテーマに住民の皆様と協議を行っておりますが、災害時の行政の対応には限界がありますので、まずは住民一人一人が防災意識を高め、自分で守る自助と地域で支え合う共助の重要性を広く町民に発信しなければならないと考えております。

さて、今年度は、地方創生関連事業の本格展開を図る年でもありました。昨年末に策定した総合戦略“よかマチ”創生プロジェクトに基づき、現時点で11の新たな取り組みを開始しております。

最近の動きを御紹介しますと、男性が積極的に育児や地域活動にかかわるためのi k i m e n（イキメン）養成講座がスタートしたほか、先日、新聞でも紹介されましたが、料理研究家などと連携し、町の魅力を発信する取り組みも開始しました。

また、今年度も残り4カ月となり、その他の事業も順調に進捗しております。町立図書館のリニューアル後は来館者も3割程度増えており、新設したカフェも利用者の皆様に御好評いただいております。

また、大堰学童保育所の改修にもめどがつき、先月には終わりました。広くて明るい部屋で伸び伸びと学童保育が行われておりますし、菊池小学校北校舎の改修工事も9割方完成しております。また、社会資本整備総合交付金事業による町道や橋梁改良工事も、約8割が発注済みであり

ます。

さて、今回上程しています議案のうち、一般会計補正予算には、ふるさと寄附金が当初の見込みより大幅にふえ、4,000万円の歳入補正をしています。歳出では、臨時福祉給付金事業4,878万円、障害児・者自立支援費4,620万円などを計上しております。

また、条例関係では、資源ごみ袋の統合や紙おむつ専用袋の新設などの条例改正を上程しています。

そのほかにも、専決処分事項の報告2件、条例の一部を改正する条例の制定2件、小郡市との下水道に係る排水協定、国民健康保険特別会計などの補正予算2件を提案しております。

いずれも重要な案件を提案しておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山内 剛） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4 報告第5号 専決処分事項の報告について

○議長（山内 剛） 日程第4、報告第5号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） おはようございます。総務課の大浦でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告第5号専決処分の報告について、専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告をいたします。

内容を御説明申し上げます。次のページをお開きください。

事案は交通事故によるもので、今年6月9日に、大刀洗町山隈にある交差点で発生いたしました。状況は、町職員が直進のため一旦停止していたところ、左から来た車が右折するため交差点内で停止しておりました。しかし、職員側の道路が狭いことから、相手がこちらの通行を待っているものと思ひ直進したところ、右から来た車と衝突したものでございます。

事故状況といたしましては、相手車両の左前方と公用車の右前部が損傷したもので、幸いにしで双方とも怪我はございませんでした。

過失割合は、町が9、相手が1となり、このたび示談が成立したため、報告するものでございます。

相手方につきましては、そこに記載のとおりでございます。損害賠償額につきましては、記載されているとおり10万8,931円です。相手方が指定する口座に振り込みを行ったところで

ございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。3番、森田勝典議員。

○議員（3番 森田 勝典） 森田でございます。

これは、報告6号と5号は一緒だと思いますけど、結局、事故を起こされたのはいろいろあったんでしょうけど、公用車の修理代というのはこれは上がってこないわけなんですか、どのくらいかかったというのは。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 今回の相手方へのこれは賠償でございますから、議会に諮り、議会のほうへ報告することがあるということで、今回上程しておりますが、公用車の修繕についても当然、こちらは保険のほうで処理できているということでございます。公用車の修理代が幾らであったかということは、今のところ把握しておりません。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第5. 報告第6号 専決処分事項の報告について

○議長（山内 剛） 日程第5、報告第6号専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、報告第6号専決処分事項の報告について、専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告いたします。

それでは、内容等を説明申し上げます。次のページをお開きください。

事案は交通事故についてでございますが、ことしの7月27日に、大刀洗町本郷の国道322号との交差点で発生いたしました。状況は、職員が国道を横断するため一旦停止して発進したところ、左方向、いわゆる東の方向から来た車と衝突したものでございます。

事故状況といたしましては、相手車両の右前方と公用車の左前方が損傷したものでございます。幸いにして、双方ともけがはありませんでした。

過失割合は、町が9、相手が1ということになります。このたび示談が成立したため、報告するものでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。損害賠償額は、記載されているとおり33万3,324円で、相手方が指定する口座へ振り込みを行いました。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。

事故の概要の表現の中で3行目、「国道322号線に出るために一時停止を行い、左右確認後に直進したところ、左側から来た車両に気づかず、相手車両と衝突をした」という表現になっております。

今、課長の説明で、町の過失割合が9ということでございますので、この表現は何か、左右確認して本道に出たけども、左側から気づかずに衝突をしたというよりも、いわゆる左右確認の安全性が十分なされていなかったがゆえに、左側から来た車両に気づかず衝突したと。

この文章からいくと、左右確認はしたけども気づかなかったというのは、確かに不十分ということは読み取れますけども、本来、表記の仕方としては、安全確認が十分でなかったがために左側より来た車両と衝突したと、そのように、本当言うと、過失割合が9割ありますから、そういうふうなきちつとわかるような表現にすべきじゃないかと思えますけど、いかがですか。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 長野議員の御質問にお答えいたします。

確かに、表現的に、また過失割合から見ますと9対1ということで、町の過失のほうが大きいということになります。そんな中で、本人の証言も含めまして、確かに一旦停止はしたということではございますが、十分な安全確認ができていないために、こういった状況も発生したと思えます。

また、道路が、細い道路から国道に出るといって、そういった部分もございますから、細い道路から出るときには十分に確認が必要であったと思えますので、この表現につきましては、十分に安全確認が結果的にできていなかったというふうなことで、議員御指摘のとおりだと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 今回は別として、次回から、こういう事故に限らず、そういう過失割合が非常に高い場合は、どうしてもそこに過失があったということをあわせてわかるような表記をしていただきたいと、お願いいたします。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 今後、そのような表記に気をつけたいと思います。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 先ほどの森田議員の質問に関連して御質問いたします。

修繕代、それは保険で賄ったからということですし、議会に提示する必要はないということで、把握していないという答弁でしたけれども、それは把握していて当然のことだろうと思います。保険で解決したから、何も町の負担をかけていないから、議会に報告しなくていいという問題ではないと思いますが、そのところをいかがでございますでしょうか。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 失礼しました。私のほうが回答がちょっとわかりにくかったと思いますが、今回は損害賠償ということで、相手がいるということでのこちらのほうは提案でございます。町のほうの損害額につきましては、車両の修繕代が31万579円でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） それは、専決の3号でしょうか、4号でしょうか。聞かれなかったら答弁なくてもいいと思うんですが、質疑があれば答弁されていいと思うんですけど、今の31万というのは3号の件でしょうか、4号の件でしょうか。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 失礼いたしました。今の金額につきましては、4号でございます。失礼しました。報告6号でございます。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 聞く必要もないんですけども、報告第6号専決第4号が31万何がして、先ほどの森田議員の質問は第3号でございますので、ついでと申しますか、できましたら3号、4号の答弁を願いたいと思います。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 濟いませんでした。

それでは、報告第5号専決第3号につきましては、町の公用車の修繕額、損害額は7万524円でございます。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） ちょっと話は変わりますけども、専決第3号、報告第5号はもう質疑は終了しているわけです。それに対しての質問があるということ自体もおかしいし、それに答弁される執行部側もおかしいと思います。最終日に再度質疑がありますから、その際に出されるのは構いません。

それと、専決第4号については今質疑しているわけですから、この分については構わないと思いますけども、そこ辺の議事進行について、きちんとした区別をしていただきたいと思いますけども。

○議長（山内 剛） わかりました。今のは、関連みただけけれど、専決3号について1回終わって、まだ次回もあるから、私がそこら辺は訂正をします。

この件については、ほかありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第6. 議案第44号 大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第44号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第44号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明を行います。

8月7日に、国家公務員に対しての人事院勧告がなされました。その後、一般職の職員の給与に関する法律が施行されております。そこで、当町におきましては、御存じのとおり人事委員会を設置しておりませんので、国家公務員との均衡を図るため、国家公務員に準じて条例の一部を改正するものでございます。

内容について説明させていただきますが、今回の改正につきましては、人事院勧告では、民間給与との格差0.17%を埋めるために、初任給から若年層で月1,500円、その他には400円の引き上げがなされておるところでございます。

また、いわゆるボーナス、賞与でございますが、これも民間との支給状況を踏まえて、0.1カ月が勤勉手当に加算されております。

次の改正は扶養手当についてでございますが、配偶者の扶養手当額が「1万3,000円」が「6,500円」に引き下げられます。かわりに、子の扶養手当が「6,500円」から「1万円」に引き上げられますが、これにつきましては特例の措置がございます。

それでは、新旧対照表で説明してまいります。8ページをお開きください。右のほうが旧で、左が新の表ということになります。

勤勉手当、第20条のところの第2項第1号の下線のところでございますが、旧表の率では「100分の80」となっておりますが、それを「100分の90」になります。これが、先ほど申しました勤勉手当のところでございます。

同じくその表の第2号の下線のところでは、再任用職員の率が「100分の35」から「100分の42.5」に改定されております。

次に、給料表をお開きください。次のページをお開きください。

これが新旧の給料表を比較したものでございますが、先ほど申したとおり、1級、いわゆる初任給からのほうが1,500円程度引き上げられております。それから、級が上がりますと、400円程度の引き上げということになっております。

次に、14ページをお開きください。こちらは再任用職員の給与でございますが、月額400円が引き上げられております。

次に、15ページをお願いいたします。扶養手当についてでございますが、右の第11条第2項では扶養親族の定義について改正をしております。その中で、第2項第2号でございますが、「子及び孫」という表記を「子」とされております。そして、新たに3号をつけ加えまして、「孫」というふうに別に表記をされております。

3項におきましては、扶養親族のうち配偶者手当が、先ほど申したとおり「1万3,000円」を「6,500円」、子供は「6,500円」から「1万円」というふうに改定をされております。

先ほど申したとおり、この扶養手当の改定につきましては特例措置がございまして、6ページをお開きください。戻っていただきます。中ほどに、扶養手当に関する特例というふうなことで規定されておりますが、こちらに書かれておりますのが、平成29年度中、いわゆる29年の4月から30年の3月までにつきましては、1万3,000円から6,500円ではなく「1万円」とし、子の扶養手当につきましても6,500円から1万円ではなく、中に「8,000円」といたします。平成30年の4月からは規定どおりということになります。

施行期日でございますが、給与等につきましては28年4月1日から、扶養手当につきましては29年4月1日からの施行ということになります。

以上で、説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、林威範議員。

○議員（4番 林 威範） 4番、林です。

8月7日に出されて8月8日付ということで、まず9月議会に提出されなかった理由と、初日に採決しないといけない理由を教えてくださいてもいいですか。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 林議員の御質問でございます。

まず、8月8日は人事院からの勧告でございまして、施行するに当たりましては国会の議決が必要でございます。国会が通りましたのが11月でございます。そこについては、11月の末でございました。そういった関係から、9月の議会には間に合っていないということでございます。

次に、今回、議決をお願いしているわけでございますが、今年度4月1日からの勧告を受けての施行ということにもなりますし、できましたら今月の支給日に合わせたいというふうな考えか

ら、お願いしているところでございます。その点は御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） それでは、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前9時57分

再開 午前10時08分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き、質疑を再開します。

質疑はありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論はありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第44号大刀洗町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第45号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第45号大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。高良課長。

○税務課長（高良 朝子） おはようございます。税務課の高良でございます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第45号大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、大刀洗町税条例の一部を改正する必要がありましたので、所要の改正を行うものでございます。

改正内容の主なものは、1点目が延滞金の計算期間の見直し、2点目が医療費控除の特例の創

設となっております。

それでは、今回の改正につきまして、議案書の新旧対照表により内容の説明をさせていただきます。

新旧対照表、1ページをお開きください。

まず、延滞金の計算期間の見直しについてですが、こちらは新旧対照表の1ページ、第19条、下段のほうでございます。こちらから9ページ、中段、第50条第4項第2号、こちら新設でございますが、こちらの方までとなります。

関係条文といたしましては、第19条、43条、48条、第50条でございます。

こちらは、国税に準拠し、延滞金の計算期間の見直しが行われるもので、個人町民税、法人町民税の延滞金については、申告をした後に一度減額更正がなされ、その後、さらに増額更正または増額修正申告を行った場合には、一定の期間を除いて計算することとされたことに伴う所要の整備となっております。

具体的には、当初の申告が提出されており、その後、減額更正があり、さらに増額更正があった場合には、当初の申告により納付すべき税額の納付の日の翌日から増額更正の日までの期間を延滞金の計算期から除くというものとなっております。

施行日は平成29年1月1日となっております。

次に、新旧対照表、9ページ、下段、附則第6条をごらんください。

こちら附則第6条でございます。特定一般用医薬品の購入費用を支払った場合の医療費控除の特例となります。

こちらは適正な健康管理のもとで、医療用医薬品からの代替を進める観点から新設されたものです。

内容につきましては、適切な健康管理を行っている納税者が、薬局などで販売されている特定一般用医薬品を購入した場合、年間10万円を限度として、購入費用のうち1万2,000円を超える額を医療費控除とするものでございます。

こちらにつきましては、平成30年度から34年度までの5年間の時限措置となっております。施行日が平成30年1月1日となっております。

内容の、こちら薬品のほうでございますが、平成29年の1月1日以降の購入分からが対象となります。

最後に、新旧対照表の12ページをお開きください。

こちら様式のほうでございます。附則第5条、町たばこ税に関する経過措置ですが、こちらにつきましては、平成27年条例20号の附則改正でございます。

こちらの改正は、今回の第19条の改正に伴う文言の整備となっております。

以上で提案理由及び内容について説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願
いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第 8. 議案第 4 6 号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て**

○議長（山内 剛） 日程第 8、議案第 4 6 号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条
例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） おはようございます。健康福祉課の川原でございます。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

それでは、議案第 4 6 号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、
提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業
に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政
令の施行に伴い、大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるものでございます。

それでは、3 ページの新旧対照表で説明させていただきます。

3 ページの新旧対照表でございますが、左側が今回の改正案でございます。

附則の第 1 項から第 9 項の後に、新たに「第 1 0 項、特例適用利子等に係る国民健康保険税の
課税の特例」及び一番下の行の「第 1 1 項、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特
例」を新設するものでございます。

所得税法等の一部改正につきましては、9 月議会で上程され可決されたところですが、その改
正により、住民税の課税の特例として、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が分離課税
となりますが、大刀洗町国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得について
は、従来どおり特例適用利子等の額及び特例利子配当等の額を総所得金額に含めるため、規定の
整備を行うものです。

次のページをお願いいたします。

4 ページの下から 4 行目ですが、「第 1 0 項」が「第 1 2 項」に、「第 1 1 項」が「第
1 3 項」に繰り下がります。

以上が改正の内容です。

次の2ページをお願いいたします。

次に、2ページですが、附則第1項、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9 議案第47号 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第47号大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） おはようございます。住民課の佐田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第47号大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容につきまして御説明させていただきます。

まず、提案理由でございますが、近年のごみの増加に伴い、ごみ処理施設サン・ポートの処理能力を超過すると見込まれております。

それにより、ごみ処理に係る町負担も増えることを鑑みますと、今まで可燃ごみに混入していた資源ごみを住民が自ら積極的に分別をするよう誘導するために、近隣市町村と比較して高額な資源ごみ処理手数料、つまりごみ袋料金を軽減し、ごみ減量化及びリサイクルの推進を図っていく必要があるためでございます。

それでは、改正する内容について説明をいたします。

2枚目と3枚目になりますが、2枚目をごらんください。

この条例の別表第1中の一部、種類、処理手数料を改正するものでございます。

最後のページ、4枚目をお開きください。新旧対照表にて説明いたします。

右側の旧のほうですが、不燃ごみのところで、この表に詳細はございませんが、ペットボトル・トレイ、飲食缶、瓶、容器包装プラスチック類、以上4種類を左側の新のほうですね、下線のところですが、資源ごみとし、追加いたします。

また、その4種類である資源ごみの処理手数料、1袋当たり、大50円、小30円を左側下線部分ですが、新しく、大25円、小15円と改正いたします。

それから、この表の中で、処理手数料は変更ございませんが、不燃ごみの袋、金属類とガラス・割れ物の袋を、燃やせないごみ袋大・小として統合いたします。雑物として処理されている2種類の袋を統合し、使いやすくするためにございます。

次に、もう一つ、左側の新の下線のところですが、使用済み紙おむつを新しく設定し、処理手数料、1袋当たり、燃えるごみ小サイズぐらいの大きさですが15円といたします。

これは、子育て世帯や高齢者がいる世帯に対して、紙おむつ等の使用が多く、燃えるごみ袋の費用が多くかかるため、専用の使用済み紙おむつごみ袋をつくり、ごみ袋費用、処理手数料を安くして負担軽減につなげるためにございます。

また、将来的には分別された紙おむつをリサイクルし、資源として有効活用することを考えていくためにございます。

なお、この3枚目ですが、前のページになりますが、附則、この条例は平成29年4月1日から施行するものといたします。

以上で提案理由、内容の説明を終わらせていただきます。御審議のほう、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。4番、林威範議員。

○議員（4番 林 威範） 全員協議会でも伺いましたけど、ちょっと議事録に残さないといけないので、あえてここでも繰り返し聞きますが、袋代を50円から25円にすることで、町の袋代の収入の減少は幾らぐらい見込んでいらっしゃいますか。

○議長（山内 剛） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） 林議員の質問にお答えいたします。

想定として、収入のほうは120万ぐらいの収入減と思われれます。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。

今回、使用済み紙おむつを新しく分別して回収するというところでございますけど、当分は燃えるごみとして処分されるということですが、リサイクルとして活用される予定は、大体いつごろの予定を考えてありますか。

○議長（山内 剛） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） お答えします。

今の段階では、いつリサイクルのほうに、どういう形で処理をするということはまだ考えておりませんが、まず29年から、まずこの分別、紙おむつの分別を取りかかって、それを状況を見ながら、どれぐらい量が集まるのかとか、まずはその点を検討して今後考えていくつもりでございます。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 実は、この紙おむつだけは、大木町がやっているような、その方法を参考にして取り組もうとされているいろいろ検討しましたが、なかなかうまくいかなくて、今のところはちょっと様子を見ていこうということにしておりますが、いずれ将来は何か、どうにかしたいなという気持ちは変わっておりません。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 将来的には、リサイクルで再利用できるようにしたいということですけれども、そうなってくれば当然町の持ち出す経費はふえると思いますけれども、どういうふうに、今、現状と例えば変わらないと、燃やした場合と変わらないのか、リサイクルに出すことによって経費は増大すると見てありますか、どんなふうにそこ辺は捉えてありますか。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） リサイクルをやるというのに非常に問題があって、今のところちょっと大刀洗町では無理なところがあります。

まず、費用の面でとても大木町のようなふうには行きませんので、しばらくはちょっと、もうちょっと様子を見たいと思います。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） そういうことであれば、リサイクルという言葉は使わずに、子育て世帯及び高齢者の負担を軽減するために、紙おむつ用の専用のごみ回収袋を15円で販売することにしましたと、もうそのように簡単に説明されたほうが、変にリサイクルとか淡い期待を持たせるような表現はいかがかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（山内 剛） 岡田副町長。

○副町長（岡田 暁人） 当町としましては、今、町長が申し上げたような形で、今後、紙おむつのリサイクルというのは、やっぱり考えていきたいと考えておまして、その場合の課題が、一つはコストの問題、それからもう一つは、出てきた副産物をどういうふうにして活用していくかということがありまして、もう単純に灰みたいにして埋めてしまうのか、それとも燃料にするのか、あるいはほかの活用方法があるのか、そういう話と、もう一つは、紙おむつを集める場合に、例えば個人を対象にするのか、事業者も対象にするのか、そのときに収集方法についてどういうふうなやり方があるのか、あるいはどれぐらい集まってくるのか、そういったことも課題としてありまして、これに取り組むことによってその辺の収集の方法ですとか、あるいはどれぐらい集まってくるのか、そういったことを少し検証したいなというふうに思っておりますので、やはり将来的にリサイクルも見据えたときに、今の時点で分別していただくとか、あるいは集めたときにどれぐらい集まるのかといったことには将来役立てていきたいと思っておりますので、今回はちよっ

とりサイクルも見据えてという説明をしているところであります。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 何かよくわからない説明ですけれども、いっそのこと、そういう子育て支援とか高齢者の負担を軽減するというを目的として、どうも考えるべきじゃないかと思しますので、もういっそのこと15円もとらずに無料と、そのような思い切った施策でやられたほうがいいんじゃないかと思ひます。

それで、例えば燃料として再利用するといっても、今、何か大牟田のあそこの事業所なんかも今度やめるちゅうような話ですから、燃料として処理する施設ももう近辺になくなるし、例えばこれを埋め立て処分か何かをどっかに委託するにしても、ポリマーといって水分を吸着するような、あれがなかなか分解できないとか、いろいろ課題があると思ひますので、今言ったようにもう燃やしたほうが、私はおむつに関しても燃やしたが一番いいと思ひます。

そして、無料、その辺もあわせてもう一度考えてもらえたらと思ひますけど。

○議長（山内 剛） 岡田副町長。

○副町長（岡田 暁人） お答えいたします。

おっしゃるように、子育て支援あるいは高齢者のためにという観点は必要かと思ひますので、そこはそうのようにしていきたいと思っておりますが、また、やはり紙おむつのリサイクルというのは、現時点の技術では今議員がおっしゃられたような状況ではあります、これから、例えばもう紙おむつを紙おむつとしてリサイクルするような技術も、例えば今開発されつつあるんですが、ただやはりコストがかかると、そういった技術面ですとか、コストの面で、今後もっと改善されていくということもあるかと思ひますので、その部分については引き続き研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかに。3番、森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 森田でございます。

全協のとき説明受けたんですが、資源ごみの取り扱い、資源ごみはその後研究されましたか、ガラスも鉄も一緒に入れてしまうというようなことをおっしゃったんですけど、どういうふうな結果になりましたか。

○議長（山内 剛） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） お答えいたします。

不燃ごみ、つまり金属類とガラス・割れ物類ですが、こちらのほうは燃やせないごみ、いわゆる雑物として処理の流れも、一緒に処理されるということで、金属類の一部分、高金、高金属の

部分だけは別の処理で分別されますが、ほかはもう雑物として燃やせないごみ、つまりサン・ポートでは溶融炉で処理されますので、袋としては一緒の燃やせないごみとして統合いたします。以上です。

○議長（山内 剛） 1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。関連して質問いたします。

せっかく6種類から8種類ということで分別、回収されるようになって、それに伴って今回これまでの金属類あるいはガラス・割れ物の回収袋から、燃やせないごみとして統一されるということですがけれども、これを各行政区、区長さんをはじめ、役員の方々を中心に月1回の回収日に作業をされるわけですがけれども、これが金属とガラス等と一緒にまざって各家庭から出されるようになると、回収する側の危険性もかなり出てくると思うわけです。

ですから、やはりこのところは、燃やせないごみの扱いについてはこれまでどおり、金属あるいはガラス・割れ物という形のまま進められた方がいいというふうに考えておりますけれども、そこらあたりの考慮することはありませんでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） 安丸議員の御質問ですが、割れ物類の危険性のことで、そこも考慮してということですか、済みません。

○議長（山内 剛） 1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 安丸です。

ちょっと質問の仕方がまずかったですかね。

要は、これまでどおり金属類とガラス・割れ物は、現状のまま行ったほうがいいんじゃないかと。なぜならば、回収するときの各行政区で各家庭から出されたときに、金属とガラスとかまざった袋で処理されると、やはり作業の際にけがする危険性もあるわけです。

最初から、これは全てガラスが入ってますよとか、あるいは金属類ですよということを前提に作業するものと、まざったごみ袋で作業するというのを考えたときに、かなり手をけがしたりとか、そういったものが発生するおそれがあるから申し上げたわけです。

○議長（山内 剛） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） 安丸議員のおっしゃる御心配もわかりますが、この統合された燃やせないごみ袋としてが、割れ物が入っているという危険性があるということで取り扱っていただく形にはなります。

その点を注意して、処理としてが、もう燃やせない、雑物の処理と一緒に処理されるものですので、金属類と割れたものというのは、だから統合させるという形になります。

○議長（山内 剛） 3番、森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 今、課長が非常に苦しい答弁をおっしゃっておりますけど、今まで私たちが区長として4年間ずっとやってきておって、皆さんには相当ガラスと鉄・金属、そういうのはきちっと分けて持ってきてくださいということで、強く今まで指導してきとるんです。

それが今度は何もかんもそれにぶつたぐるって、これに今度は陶器の割れ物とか何とか入れてきます、プラスチックとか。その辺はよく考えてやっていただかんと、そりゃあ区長たちはたまらんですよ。急にぼんとやられて。それは値段は確かに1袋当たり、これは少なく、安くなるとは思いますけど、だからその分け方そのものは、ちょっと無理じゃないかなと私は思っております。

○議長（山内 剛） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） 森田議員の先ほどの御質問で、この不燃ごみ、つまり統合させる金属類とガラス・割れ物類は、ごみ袋代は変更はございません。

大・小とございまして、こちらは変更はございませんが、出し方がこうやって統合されるということで今回変更をしておりますが、出し方については、十分チラシと広報と、チラシも2回、また、住民の方には十分周知をしていこうと思っております。

○議長（山内 剛） 4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 済みません、議論の根本なんですけど、この不燃ごみを金属類やガラス・割れ物に分けるとか統合するとかいうのは、そもそもこの議会での議決事項になるんですか。

この条例の中だけ見たら、どう読み込んでもそうは、どう拡大解釈しても読み込めないし、施行規則を見ても読み込めないなんです。

それを議会がやることなのか、それともそれは町が決めることなのか、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（山内 剛） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） 条例の改正、この統合させるのは条例の改正ではないのですが、統合させる、不燃ごみとして統合させるということ、一応御説明をさせていただいたという形になります。

以上です。

○議長（山内 剛） 4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） その条例と違うところで議論が深まっているというか、何かやりとりやって、条例自体には全然影響がないので、それをここでやる必要があるのかどうかということなんですけど、総務課長や副町長、町長、お考えがあれば。

○議長（山内 剛） 今言っているのは、要するに条例の改正に値するかちゅう——4番、林議

員。

○議員（４番 林 威範） 例えば、条例の中に、不燃ごみを金属類、ガラス・割れ物とかに分けていて、それを新しく条例で統合するという内容であればいいんですけど、不燃ごみは不燃ごみのままで、それを統合するとか一切書いてないし、施行規則を見てもそんな話は一切出てこない中で、この議論をするのに意味があるのかどうかというのと、ここを統合したり分けたりするのを、議会が議決する内容なのかどうか、なのに議論しても無意味じゃないかという意味です。

○議長（山内 剛） 岡田副町長。

○副町長（岡田 暁人） ちょっと当局が答えるべき部分以外の部分も含まれるかもしれませんが、私どもの理解としましては、これは条例、今ここにある内容につきましては、これはしっかり議会で議論して、この場で議決いただきたいと思っておりますが、そういったごみ袋を一緒にするかしらないかというようなお話は、これは住民生活に密着するようなお話ではあると思いますので、しっかりと議会の皆さんにはいろんな機会を捉えて、しっかり説明してまいりたいと思っておりますし、御理解・御協力いただかないと思っておりますので、この場であわせて御説明はしましたが、議決に直接かかわるかという話になりますと、もうここはもうこの条例で出てきているものは、それ以上でもそれ以下でもないと思っておりますので、ただしっかり説明はしてまいりたいと、御理解いただいてまいりたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） １番、安丸議員。

○議員（１番 安丸眞一郎） 確かに先ほどから、林議員が言われたように、条文的には直接的にそういう金属類とか、袋の統合の問題は出てこないわけですけども、この条例が変更される背景にそういった考え方があるということで、先ほどから質問させていただきました。

金額的にも不燃ごみについては変わりませんので、条例の変更については何ら問題はないんですけど、運用面でそういった問題があるんじゃないかということを含めて、再検討していただきたいということを申し添えておきたいと思っております。

○議長（山内 剛） 岡田副町長、何か。

○副町長（岡田 暁人） 今いろいろ御意見いただきましたことはしっかり踏まえて、その上で検討を行って進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。１０番、平山議員。

○議員（１０番 平山 賢治） 済みません、別項で質問させていただきます。

そもそも、その提案理由の前提となるものが、ごみの増加、それから処理能力を超過する見込みがあるということが前提になってるんですが、行政の当局としてはこのごみの増加の傾向であ

るその原因であるとか、あるいはその原因を分析し、それをもとにここを何割削減することによってこの処理能力が継続できるとか、その辺の分析なり、削減目標というのは、具体的には立てていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） お答えしますが、具体的にはちょっと計画は立てておりません。
以上です。

○議長（山内 剛） 10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） ごみ処理の適正化のためにいろんな負担ですとか、分別について改善を図っていらっしゃるということには評価したいと思います。

しかし、やっぱりその前提となっていて、これはなぜごみが増量、増加しているのか、その中に可燃に適さないものがもうどれほど含まれていて、それをどのように排除していくか、あるいはそのリサイクル率を上げていくかという点については、やっぱり総合的な判断が必要だと思います。

それに基づいて、やっぱりどういうものをどういう負担で回していくのか、あるいは不燃物についてはこう、資源ごみについては無料化あるいは値下げしていくのかという議論が必ず必要になってくるのですし、その中で、例えば生ゴミを燃やしていくのかということも、もう数年来のうちに問われている事項だと思いますので、そこら辺の分析と目標、そこをしっかりと立てていただきたいと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（山内 剛） 岡田副町長。

○副町長（岡田 暁人） お答えいたします。

ちょっと先ほどの答弁の補足も兼ねてなんですが、サン・ポートの構成市町村で施設組合を構成しておりまして、その中で各市町村のごみの量について削減目標等を立てながら実際行っております。

そういったことの中で、サン・ポート自体もあと数年でもういっぱいになってしまうということがありますので、さらにごみを削減しないといけないということで、今回の御提案につながったものであります。

そういうことと、それからサン・ポートの中でも、構成市町村全体でいろいろごみの削減について考えていけないといけない部分もありまして、例えば紙おむつのリサイクルというようなことも、うちの町としても検討するんだけど、サン・ポートとしても考えていけないといけないんじゃないとか、そういった提案も行いながら、ごみの削減に取り組んでまいっているところであります。

以上です。

○議長（山内 剛） 10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 大刀洗町単独での削減計画、それからその構成自治体での削減計画というものは、喫緊に必要であろうと思います。

それで、近隣の先進自治体を見ておりましたが、もう可燃ごみをゼロにするという目標が、実際にもう現実に近づいているような状況もありますので、構成自治体も含めて、そういった検討をぜひ緊急に進めていただきたいと思います。

もう一点は、この改正によって負担が一部減るわけですが、これが4月1日から施行された場合に、当然、資源ごみの袋、在庫をお持ちの住民の方がいらっしゃる。これのごみ袋の移行をどうされるのか、この点についてちょっと議会での答弁をお願いしたいんですけども。

○議長（山内 剛） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） 質問にお答えしますが、3月までに購入された、今回、金額、変更するごみ袋に対しましては、一応役場のほうと菊池連絡所の窓口で、旧のごみ袋1枚を新しいごみ袋2枚にして交換をいたすということを考えております。

そちらのほうは、また住民の方に十分に周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） これの対象につきましては、全住民ということを対象にされることから、いろいろ外出もしづらいついとか、いろんな支援の必要な住民の方もいらっしゃると思うんです。

そうしますと、やはりこの窓口の数が役場本庁及び菊池支所というのは、いささか狭過ぎるのでは。対象がちょっと少な過ぎるのではないかと。例えば販売店による、販売店の協力をいただくということや、交流センターあるいは地域の役職の方々の協力も得ながら、この交換の機会というものをふやしていくと、それから相当期間にわたって交換の時期を保証するということが、他の議員からも出ておりましたように必要かと思いますが、その辺の検討はいかがですか。

○議長（山内 剛） 佐田住民課長。

○住民課長（佐田 裕子） そうですね、今の段階ではちょっと、まだはっきりちょっと検討してありませんが、住民の方のために交換する窓口を校区単位のセンターなり、増やすということも検討してまいりたいと思っております。

○議長（山内 剛） それでは、これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第48号 大刀洗町と小郡市との下水道に係る排水協定について

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第48号大刀洗町と小郡市との下水道に係る排水協定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 建設課の野口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第48号の大刀洗町と小郡市との下水道に係る排水協定について、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、流域下水道の円滑な運営のため、大刀洗町の下水道施設に小郡市の住民の下水を流入することについて、小郡市と協議を行うために、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、今回の排水協定は、平成24年度に締結しました排水協定を更新するものになってございます。

次のページをごらんください。

こちらは大刀洗町と小郡市との下水道に係る排水協定案になってございます。

それでは、内容の御説明をさせていただきます。

まず、第1条の排水区域は、大刀洗町北部の菊池校区と小郡市が隣接する区域になりまして、小郡市の松崎、上岩田、干潟及び山隈の一部となっております。

1枚めくっていただきますと、位置図という図面がございます。図面の着色部分が排水区域となっております。

戻っていただきまして、第2条の工事の施工につきましては、大刀洗町の下水道設営の接続工事につきましては、協議の上で小郡市が施工するというものでございます。

次に、第3条の建設費負担金は、小郡市が下水道を接続するにあたり、大刀洗町が整備しました施設建設費用の一部を、協議の上で小郡市から大刀洗町へ支払うものというものでございます。

次に、第4条の維持管理負担金は、大刀洗町の下水道施設の維持管理費を、協議の上で決定するというものでございます。

次に、第5条の下水道使用料の賦課及び徴収は、排水区域におきます下水道使用料の賦課及び徴収は小郡市が行うものとするものでございます。

次に、第6条、受益者負担金につきましても、小郡市が受益者負担金の賦課徴収を行うものとするものでございます。

次に、第7条、有効期間は、排水協定の有効期間になりまして、平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間を期間とするものでございます。

次のページをごらんください。第8条のその他につきましては、協定に定めのない事項につきまして、事項は協議により定めることとするものでございます。

以上が排水協定案の内容の御説明になります。

次のページ、第1条で説明させていただきましたが、オレンジで着色しております箇所が排水

区域でございます。

以上で議案第48号の提案とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番、森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 森田です。ちょっと伺いますけれど、この協定書の文面とまではいきませんが、大刀洗と小郡市とのということになって、大刀洗のほうが先だと思んですけど、甲乙が反対じゃないかと思うて、いつも思っ取るんですけど、これはどうなんですか。

大刀洗が甲で、小郡がお世話になるほうですから乙じゃないかと思っておりますが、その辺はどのようなふうな観点でしょうか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 御質問にお答えいたします。

こちら、平成24年に排水協定を締結するに当たりまして、大刀洗町の下水道施設への流入ということで、名称につきましては、大刀洗町と小郡市との順番になっておるということで確認をしております。

それと内容の甲乙につきましては、こちらもちよっと24年段階の内容と変更等が生じないようにするために、小郡市を甲とし、大刀洗町を乙としておるところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 3番、森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） だからね、そこが24年からそうなったからそのままやっつたちゅうことじゃなくて、今度は新しく、こういうふうでつくるんなら、ひっくり返したっちゃいいんじゃないですか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

協定を結ぶに当たりまして、小郡市のほうとも事前に内容等の確認を行ってございまして、小郡市のほうも議会等、上程するところでありまして、内容が変更にならないようにさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 3番、森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 何も名前の変更とか言っていないでしょう。甲乙の上下関係がどうかちゅうだけの話。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

小郡市のほうの議会のほうにも、同じ内容で協定の上程がなされまして、内容も全く、名称から内容の小郡市が甲で大刀洗が乙という内容まで、全く一緒でかかりますので、大刀洗だけ甲乙を逆にすると、協定書の内容が違うようになりますので、現在のような上程をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 3番、森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 町長、どう思います。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） あのね、確かに24年に協定を結んだときに気がつけばよかったけど、これで結んでおりますから、もうこれで、あんまり甲乙にこだわらなくてもいいんじゃないですか。お金はもらっているんだから。そういうことでやってください。

○議長（山内 剛） いいですか。

○議員（3番 森田 勝典） 町長が言うなら、それで。

○議長（山内 剛） 1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。これまで、排水協定については5年間ということでしたけども、今回結ばれる協定については10年間ということになっておりますが、そこはどいういきさつからなったのか教えていただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

小郡市が結んでおります近隣の鳥栖、筑前等の排水協定につきまして、こちら、期限が10年で結んであるということもありまして、協定の期間を合わせるということで、今回10年で提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほか、ございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 直接関係はないんですが、事実として5年間でどれくらいの流入があつて、これからの見通しとしては、どれくらいを考えてあるんでしょうか。

それと、小郡市のほうも下水道整備進んでおりますので、そこら辺の見通しはどんなになっておりますでしょうか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

今回、小郡市と排水協定を結ぶエリアは、オレンジ色で着色しておるエリアになっておりまして、面積につきましては、約40ヘクタールございます。

計画の汚水量としましては、済いません、詳しくまでは把握はできておりません。汚水量に関しましては、接続時に協議を行うものとなっておりますので、ちょっと今の段階での把握は、詳しくはできておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） これで、1日目の質疑を終わります。

日程第11. 議案第49号 平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第49号平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、平成28年度大刀洗町一般会計補正予算書（第2号）につきまして、1ページ目をお開きください。

議案第49号平成28年度大刀洗町一般会計補正予算書（第3号）の説明をいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,670万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ62億7,431万円とするものでございます。

次に、地方債の補正でございます。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

まずは4ページをお願いいたします。第2表の地方債補正でございます。変更をしております。平成29年度予定の事業につきまして、今年度、国の補正がついております。それで、平成28年度に前倒しといった形で事業量を増やしております。それに伴います起債額の限度額を増額いたしておるところでございます。

県営ため池等の整備事業、鳥飼水門等、公共事業等債、こちら負担金でございますが、限度額230万を330万に。

次に、農業水利施設保全対策事業、県営両筑平野かんがい排水二期事業、公共事業債等、こちらにつきましても町からの負担金でございますが、260万を470万、合計いたしまして490万を800万に地方債の補正をしておるところでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、まずは10ページのほうをお開きください。

3、歳出でございます。主だった歳出についてのみ説明をさせていただきたいと思っております。

まずは人件費等についてでございますが、こちらにつきましては、職員の異動等によるものでございますので、人件費等については、今後、割愛をさせていただきたいと思っております。

まず、1款1項1目議会費、補正額26万6,000円でございます。その中の主だった支出

に、11の需用費14万6,000円でございます。議会だよりの印刷費ということで、ページ数が増えておりますので、そちらの増えた分を増額させていただいております。

次に、11ページをお開きください。2款1項8目電算事務費でございます。補正額125万4,000円、内訳でございますが、15節工事請負費125万円でございます。こちらにつきましては、庁舎1階の事務所床に配線しております配線のほうが不具合が生じておりますので、電源が落ちたりと不具合があるということで工事を行います。その費用でございます。

次に、その下の10目の自治振興費2,117万8,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、ふるさと応援寄附金が10月ぐらいから、急に増えているところがございます。それに伴います支出でございます。内容といたしましては、ふるさと応援寄附金のお礼状の印刷費、また、お礼状の郵送費、そして応援寄附金の事務委託料ということで2,080万を増額しております。

次に、13ページをお開きください。3款1項2目障害児者自立支援費4,619万9,000円の増額でございます。まずは扶助費3,775万9,000円でございますが、こちらにつきましては、障害児者が受けております福祉サービスの利用者の増に伴いまして、訓練給付費等の増となっております。

また、障害児の通所支援ということで、放課後等のデイサービスの利用の増に伴います増額でございます。

次に、その下の23節償還金利子及び割引料として844万でございますが、こちらにつきましては、昨年度平成27年度の国県負担金の返還金でございます。

次に、下のページ14ページでございます。同じく8目でございますが、介護保険推進費として992万2,000円の増でございます。内訳のほうで、まず19節負担金・補助及び交付金で540万、こちらは、地域介護福祉空間整備等の整備交付金、防犯灯対策強化事業ということでございまして、いわゆる高齢者施設、高齢者の福祉施設の防犯対策の強化ということでございまして、1施設180万の2分の1を国が補助するということでございまして、防犯カメラ等の設置ということで、6施設のほうから要望が上がっております。こちらは90万の6施設ということで540万でございます。

次に、15ページをお開きください。3款1項16目臨時福祉給付金事業でございます。補正額4,877万8,000円でして、今後、経済対策、いわゆる低所得者非課税世帯への臨時福祉給付金の給付事業が、また始まります。そちらに対する経費を計上させていただいております。

内訳のほうの19節負担金・補助及び交付金として、4,650万を上げておりますが、こちらが1人1万5,000円の給付ということで、3,100人を見込んでいるところでございます。

同じページでございまして、3款2項の1目児童福祉総務費として363万8,000円の減

額ではございますが、内訳のほうを見ていきますと、19節負担金・補助及び交付金で300万計上しておりますが、こちらにつきましては、保育所におけるICT化の推進等事業補助金ということでございます。

いわゆる保育士等の業務負担等の軽減を図るための、例えば書類を作成したりするためのシステムを導入するときに、1施設として100万円を限度に補助されるという事業がございます。こちらのほうには、3保育所のほうが申請が上がっております。上限が100万でございまして、国が4分の3、そして町が4分の1という負担でございます。300万を計上しております。

次に、その下の20節の扶助費でございます。869万7,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、各保育園の運営費につきまして、28年度の支出がおおむね計算できるようになりましたので、そちらを、保育園ごとに増減を計算しまして、869万7,000円の減というふうになっております。

次に、下のページでございます。3目の乳幼児医療費として200万ですが、こちらは扶助費200万、いわゆる乳幼児医療費の給付費等が不足するため、増額させていただいております。

次のページ、17ページをお願いいたします。4款2項の2目塵芥処理費として185万円でございます。内訳は、11節の需用費183万9,000円ということで、まず、ごみ袋回収のポリ袋の制作費ということで、袋のほうが不足する見込みとなりましたので、追加作成する袋代ということでございます。

それと、下に紙おむつ専用ごみ袋作成費及び燃やせないごみ大小袋の作成費、これにつきましては、4月1日ではありますが、事前に新たに作るということで、こちらに計上をさせていただいております。

次に18ページ、下のページでございます。5款1項の下のほうの9目でございます。活力ある高収益型園芸産地育成事業費ということで、1,047万3,000円、これは、19節負担金・補助及び交付金でございます。こちらも29年度で予定するものが28年度、いわゆる国の補正がついたということでございまして追加補正するものでございます。

高収益型園芸産地育成事業ということでございまして、4人の方が対象ということになっております。申請が上がっております。おおむね機械の購入費に充てられるものでございまして、国が2分の1、町が20分の1、あと申請者が45%という財源負担になります。

その下の14目農業農村整備費665万6,000円でございます。こちらにつきましては、負担金・補助及び交付金でございまして、県営ため池等の整備事業費負担金、いわゆる鳥飼水門分として106万4,000円、農業水利施設保全対策事業費、いわゆる両筑の第二工事区に分、これが国営でございます。そして、県営両筑二期事業費の調査費負担金ということで、こちらのほうも、国の補正がついた関係上、国営、そして県営の追加事業を増額するということにあわせ

まして、負担金が増額するというところでございます。

飛びまして、20ページをお開きください。9款1項2目事務局費、教育費の事務局費でございます。19節負担金・補助及び交付金ということで250万8,000円、こちらにつきましては、幼稚園の就園奨励金54人分として250万を上げておりますが、いわゆる補助基準額の変更等もございまして、ある程度、額が確定したところで250万を増額補正ということになっております。

21ページをお開きください。下のほうでございますが、7目の小学校改築費として454万円を計上しております。こちらにつきましては、大刀洗小学校で実施します芝生化、屋外の運動場芝生化工事に伴います工事管理の委託料を新たに増額しております。それと、工事費につきましては400万、これを増額しております。

次に、22ページの一番下でございますが、9款5項の2目教育費の公民館費でございます。103万4,000円の増額補正ということになっております。負担金・補助及び交付金としての103万4,000円でございます。

こちらにつきましては、2つの行政区のほうから、いわゆる公民館の施設整備等の改修があるということで、助成金の申請が上がっております。そちらのほうに40%の補助という形で計上させていただいております。

それから23ページ、最後のページをお開きください。9目文化財の調査事務諸費ということで30万を補正しております。内容ですが、西光寺にあります木造三尊像があるわけですが、そちらのほうの防犯対策ということで、防犯カメラを設置するというところでございまして、こちらの方の設置費として30万を計上させていただいております。事業費の4分の1ということで計上させていただいております。

それでは、次に歳入について説明させていただきますので、7ページをお開きください。この7ページからにつきましては、歳出で説明しました事業費の財源のうちの特定財源等について記載しております。

9ページをお願いいたします。上から2段目になりますが、そこに16款寄附金の1項寄附金1目の一般寄附金といたしまして、ふるさと応援寄附金を4,000万を増額しておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 21ページと22ページで、小学校と中学校の理科教育設備購入費というのが2分の1の国庫補助のもと上がってますが、どういうもの、設備というと備品、例えばフラスコとかではなくて、何か大がかりな設備を購入されるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） これにつきましては、理科の設備です。これにつきましては、理科及び算数の基盤に大変必要なものであるということです。文科省のほうは補助をつけてある事業でございます。

これにつきましては、各小中学校のほうからの事業の要求という形で上げておりますけれども、そういう細かな備品、フラスコとかそういうものではなくて、そういう細かなものではなくて、計量器とか実験の機械、器具とか野外観察関係等とか標本、模型等が一応対象になるようになっておる次第でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） いいですか。

○議員（4番 林 威範） はい。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野です。15ページの、今度また、臨時福祉給付金、経済対策分として計上されています。それで、先ほどの課長の説明では1万5,000円で3,100人ぐらいが対象者と。この前給付された臨時福祉給付金、当初予算に上がっておった3,180万、これは、1人3万だったと思いますけれども、3倍ほど対象者が増えてますけれども、この受給の要件がどのように変わったのかを説明していただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 長野議員の御質問にお答えをいたします。

今回、補正で上げておりますのは、目的としては今までのとおり消費税引き上げに伴う影響を緩和するためということで、これを29年4月から31年9月までの2年半分として1万5,000円支給されるものです。

これは、今までの、今年度当初5月に受け付けをしました要件とは、特には変わっておりません。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 対象者の変更、数の変更はないわけですか。やはりそのときも3,100人が対象者だったですか。

○議長（山内 剛） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 今回、臨時福祉給付金は5月からと9月からと3種類、臨時福祉給付金の支給を行っております。この9月の対象が3,800名で予定をしておりましたけれども、今回3,100名ということで、特に対象の要件が変わっておるわけではございません。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） そしたら、福祉給付金の3万円のやつが、確かあったと思います。

その要件は、それはまた消費税対策じゃない福祉の部分の給付金ですか。

○議長（山内 剛） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 幾つもあって、えらいわかりにくいんですけども、3万円加算の分につきましては、障害遺族基礎年金受給者向けの給付金という位置づけになっております。

○議長（山内 剛） ほかに。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 11ページのふるさと大使の名刺代が上がっておりますが、多分、たくさんの方が応募されたのか依頼されたんだと思うんですが、今、どれくらいの方が大使に任命されてありますでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課の重松と申します。ふるさと大使の現在の登録人数ですけれども、現在98名の方が登録大使として任命をいただいております。

その中で、町内者が59名、町外者が39名で、39名の中に、海外の方が2名含まれております。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。——はい。

ほかにありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで、1日目の質疑を終わります。

**日程第12. 議案第50号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について**

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第50号平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） それでは、議案第50号平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

表紙を開いて見ていただきたいと思います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ883万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,292万9,000円とするものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。6ページの歳出のほうからお願いしたいと思います。

6ページをお開きください。まず、歳出ですが、1款1項1目の一般管理費については人件費等ですので、説明を省かせていただきます。

その下の2款1項3目一般被保険者療養費につきましては、当初の見込みより療養給付費が伸びたため、不足分を負担金補助及び交付金として400万増額計上をしております。

同じくその下の2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましても、当初の見込みより伸びておりますので、その増額分2,030万7,000円を、今回計上させていただいております。

次に、一番下の4款1項1目前期高齢者納付金につきましては、前期高齢者納付金の額が決定して、その差額分2,000円を19節負担金補助及び交付金として計上をしております。

次に、7ページをお願いいたします。6款1項1目介護納付金でございます。これも19節負担金補助及び交付金ですが、介護納付金の額が決定し、その通知により1,341万1,000円を減額計上しております。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金ですが、これも見込み額が示され、不足見込み分1,183万円を計上させていただいております。

4目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、同じく19節の負担金補助及び交付金として保険財政共同安定化事業拠出金として1,446万2,000円を減額計上させていただいております。

歳出については以上です。

続きまして、歳入の5ページをお願いいたします。

歳入ですが、4款1項1目療養給付費等負担金、これは、国から医療費増額分として入る分として777万8,000円を計上しております。

7款2項1目定額交付金として、県から218万7,000円増で計上してあります。

8款1項1目共同事業交付金につきましては、共同事業交付金として1,379万3,000円、それから2節保険財政共同安定化事業交付金として、2,652万円減額を計上しております。

次に、9款1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出に合わせて57万1,000円を計上させていただいております。

10款1項1目一般被保険者繰越金につきましては、1,102万8,000円を一般被保険者繰越金として計上しておるところです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日目は、質疑なしと認めます。

日程第13. 議案第51号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第2号) について

○議長（山内 剛） 日程第13、議案第51号平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） それでは、説明をさせていただきます。予算書の表紙を開いていただきたいと思います。

それでは、議案第51号平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算につきましては、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ162万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,798万8,000円とするものでございます。

それでは、6ページの歳出のほうから説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目一般管理費につきましては、人件費等ですので説明を省かせていただきます。

1款2項1目の徴収費につきましては、コンビニ収納手数料不足分として、12節役務費で7,000円増で計上しております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢医療広域連合より、今年度の保険料等負担額が決まりましたので、この決定通知により、19節負担金補助及び交付金175万8,000円減額をしておるところです。

続きまして、歳入のほうですが5ページをお願いいたします。歳入ですが、歳出に合わせて3款1項1目事務費の繰越金を13万3,000円増で、2目保険基盤安定繰入金を175万8,000円減で、それぞれ計上しておるところです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第14. 議案第52号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（山内 剛） 日程第14、議案第52号平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 建設課の野口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、1枚おめくりいただいて、平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条としまして、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ25万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,197万1,000円とするものでございます。

それでは、6ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

歳出につきましては、まず農業集落排水費であります1款1項1目一般管理費の23節償還金利子及び割引料になりまして、内容としましては、農業集落排水の下水道使用料の過年度還付金が不足のため、2万4,000円を補正額として計上させていただいております。

次に、公共下水道費であります2款1項1目の一般管理費でございます。人件費は省略させていただきたいと思っております。12節役務費でございますが、内容としましては、公共下水道の使用料をコンビニ収納しております手数料が不足しております、7万2,000円計上しております。

歳出につきましては以上になりまして、5ページをお開きください。

歳入につきましてはですが、4款1項1目の一般会計繰入金としまして、公共下水道分で23万円、農業集落排水分で2万4,000円、合計しまして25万4,000円の一般会計からの繰り入れとして歳入で計上しております。

以上、補正予算として提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午前11時41分
